

投 稿 規 定

1. 本誌は、**洛和会病院医学雑誌**と称し、洛和会ヘルスケアシステムが、年1回以上発行する。
2. 本誌は、広く医学に関する総説・原著・症例報告・業績などを掲載する。

(I) 投稿資格

1. 投稿原稿の著者は、洛和会ヘルスケアシステムの職員および洛和会医学雑誌編集委員会の承認を得た者に限る。
2. 原稿の採否および掲載順は、同編集委員会で決定する。

(II) 原稿の様式

1. 総説・原著および症例報告は、未発表のものに限る。
2. 原稿には、題名・所属・著者名・要旨（1点400字とみなす）・キーワード（5つ以内）を添える。（すべて日本語で執筆）
3. 本文は、緒言・症例・方法・成績・考察・結語および文献の順を基本とし、図表を付ける。なお、これらの項目は適宜省略しても構わない。
4. 本文は、原則として、日本語とする。原稿は、左横書・平がな・新かなづかいを用い、医学用語を除き常用漢字とする。
5. 本文は、原則として、図表・写真（1点400字とみなす）を含めて、総説・原著が10,000字以内、症例報告は6,000字以内とする。図表・写真は10点までとする。
6. 原稿は、WindowsまたはMacintoshで作成し、手書きは認めない。A4版用紙にプリントアウトしたものおよび入力データ（Macintoshはテキスト形式に変換）のいずれも提出する。
7. 図表は、パソコンで作成のうえ、データ及びA4版用紙にプリントアウトしたものと提出する。手書きの場合は、A4版の大きさの白紙または青色方眼紙に、黒インクで明瞭に描く。いずれの場合も、表題をつける（図は下方、表は上方）。
8. 写真は、データを提出するとともにA4用紙にプリントしたものを提出、またはプリントをA4版用紙に貼付し、表題を下方につける。掲載は基本的に白黒で、カラー写真としては掲載しない。（ただし、病理組織写真のみカラー掲載）
9. 図表・写真の挿入箇所は、原則として、本文中に指し示した後段に挿入する。ただし、特に指定する場合はプリントアウトした原稿中に赤インクで明記する。
10. 数字はアラビア数字（1、2、3…）を用いる。ただし、「十数時間」「数百回」「二三の…」などの場合に限り、和数字を用いる。
度量衡は、C.G.S単位の、km、mm、dl、kg、g、mg、mEq/l、mg/dlなどとする。
また、外国人名・地名・薬品名は、原語またはカタカナを用いる。
11. 参考文献は、文中に引用順に肩付き番号をつけ、本文の末尾に番号順に整理して記載する。著者名は、日本名では姓名を記し、外国名では姓と名のイニシャルのみを記す。共著の時は筆頭者名のみを記載し、他あるいはet alとする。
誌名は、外国語誌は、Index Medicus、和文誌は、公の略称または医学中央雑誌略名表による。

参考文献記載例

<雑誌の場合>著者名：表題、雑誌名、巻：頁～頁、発行年（西暦）。

例1) 笠貫 宏他：CCUにおける不整脈とその対策について－長期データ集積の面より－. 臨科学 21：881-890, 1985.

例2) Adams RD, et al : Symptomatic occult hydrocephalus with "normal" cerebrospinal fluid pressure : A Treatable Syndrome. New Engl J Med 273 : 117-126, 1965.

<単行本の場合>著者名：書名（巻）：頁、発行所、（およびまたは）発行地、発行年（西暦）

例1) 岡 直友：水腎症 日本泌尿器科全書2：243-297、南江堂、1960.

例2) Shlomo S, et al : Febrile Seizures, Pediatric Neurology (3rd ed) : 676-682, Mosby, St. Louis, 1999.

(III) 編集の要旨

12. 掲載原稿および図表や写真是、MJ編集室（アールプランニング）に特に申し出のない限り、原則として返却しない。
13. 校正は、著者が行う。校正是速やかに行い、誤植の訂正程度にとどめ、内容および製版面積に影響を与える改変は許されない。
また、原文の論旨を変えない範囲で、著者に訂正を求めることがある。
14. 掲載料は無料とし、執筆者には掲載原稿の別刷10部を贈呈する。それ以上は、実費を徴収する。

洛和会医学雑誌編集委員会規定

第1条（目的）

洛和会ヘルスケアシステムの医学活動の向上に資するため、**洛和会病院医学雑誌（MJ）**を発行し、その充実を図るために、洛和会医学雑誌編集委員会（編集委員会）を置く。

第2条（組織）

1. 編集委員会は、洛和会丸太町病院・洛和会音羽病院・洛和会音羽記念病院・洛和会みさぎ病院が、持ち回りで主管する。
2. 編集委員会は、委員長・副委員長・委員から構成される。
3. 委員長は主管の病院長、副委員長は主管外の病院長、委員はアールプランニング（MJ編集室）および委員長が指名する若干名がなる。
4. 任期は、1年とする。再任は妨げない。

第3条（業務）

編集委員会は、次の業務を行う。

1. 医学雑誌の編集に関する基本的事項に関する事項。
2. 医学雑誌投稿規定に掲げる事項に関する事項。
3. その他医学雑誌に関する事項。

第4条（会議の召集）

委員長は、必要に応じて編集委員会を召集し、その議長となる。

第5条（編集実務）

編集実務は、MJ編集室において行う。

（附則）

この規定は、2013（平成25）年8月1日から施行する。